

川越地区消防組合建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、川越地区消防組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事請負契約等に係る一般競争入札において、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 事後審査型入札の対象は、建設工事請負契約並びに建設工事に係る設計・調査及び測量等の委託契約とし、一般競争入札に付する建設工事等のうち、入札参加資格の審査を入札執行後に行う建設工事等として川越地区消防組合管理者（以下「管理者」という。）が指定したものとする。

（入札参加資格）

第3条 入札参加資格は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 川越地区消防組合において制定すべき規則のうち川越市規則を準用する規則（昭和60年規則第1号）第2条の規定により準用される川越市契約規則（昭和49年規則第21号。以下「契約規則」という。）第2条の規定により、組合の一般競争入札に参加することができない者でないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者であること。
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者であること。
 - (5) 川越地区消防組合競争入札参加者の資格等に関する規程（平成18年告示第4号）第4条に規定する川越市競争入札参加資格者名簿又は川島町指名競争入札参加資格者名簿に、対象工事等に対応する業種で掲載されている者であること。
 - (6) 公告日から落札決定までの期間に、川越地区消防組合建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（令和4年）に基づく入札参加停止措置及び川越地区消防組合建設工事等暴力団排除措置要綱（令和4年）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- 2 前項に定めるもののほか、建設工事等の種類、規模等により案件ごとに入札参加資格を定めることができるものとする。

（入札の公告）

第4条 入札の公告は、組合ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲示して行うものとする。

（設計図書等）

第5条 設計図面、仕様書、特記仕様書及び入札金額の見積りに必要な図書（以下「設計図書等」という。）は、ホームページに掲示されたものをダウンロードすることにより配布するものとする。ただし、ホームページによる配布が困難な場合は、他の方法により配布するものとし、その方法は公告において指定するものとする。

（質問の受付及び回答）

第6条 設計図書等に対する質問は、入札の公告に示す受付期間内に、契約担当課に所定の様式により行うものとする。

2 入札参加希望者からの質問及びその回答は、ホームページにより入札参加希望者に周知するものとする。

（入札金額内訳書）

第7条 入札参加者は、入札時に入札金額内訳書を提出しなければならない。

（入札方法等）

第8条 入札書、入札金額内訳書その他入札の公告において指定した書類（以下「入札書等」という。）は、次の方法により郵便により提出しなければならない。

(1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とする。

(2) 中封筒には、入札書を入れ、封かんの上、工事又は業務委託の件名及び入札参加者の商号又は名称を表記する。

(3) 外封筒には、前号の中封筒、入札書等（入札書を除く。）を入れ、封かんの上、外封筒の表面に「郵便事業株式会社川越支店留」、「受取人川越地区消防局総務課」及び「事後審査型一般競争入札入札書在中」を、裏面に工事又は業務委託の件名、施行場所名、入札参加者の商号又は名称、担当者名及び担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を表記する。

2 郵送先は、郵便事業株式会社川越支店留とする。

3 入札書等は、一般書留又は簡易書留の方法により、入札の公告において定める提出期間内に、前項の郵送先に到達しなければならない。提出期間外に到達した入札書等は、その理由の如何に関わらず受理しないものとする。

4 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

5 契約担当課は、入札書等の到達確認の問合わせには、一切応じないものとする。

（入札保証金）

第9条 事後審査型入札における入札保証金は、免除とする。

（入札の辞退）

第10条 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、開札日前日までに入札辞退届を契約担当課へ提出しなければならない。

(入札書等の管理)

第11条 契約担当課は、施錠できる保管場所を設け、受領した入札書等を管理するものとする。

2 契約担当課担当者及び入札執行者は、開札前においては、いかなる理由があっても封筒を開封してはならない。

(入札の無効)

第12条 契約規則等に定めるもののほか、以下の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 中封筒がない入札書等による入札
- (2) 中封筒が封かんされていない入札書等による入札
- (3) 中封筒に第8条第1項第2号に規定する事項が表記されていない入札書等による入札
- (4) 外封筒に第8条第1項第3号に規定する事項が表記されていない入札書等による入札
- (5) 第8条第3項に規定する方法以外により郵送された入札書等による入札
- (6) 入札参加資格の審査のための指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札
- (7) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (8) 入札の公告において指定した提出期間内に到達しなかった入札書等による入札
- (9) 外封筒の記載事項から得られる情報により、第3条に規定する入札参加資格がないことが明らかな者が提出した入札書等による入札
- (10) 外封筒の表記について、誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等による入札
- (11) 不備のある入札金額内訳書を提出した者がした入札
- (12) 明らかに入札参加資格を満たしていない者がした入札
- (13) 設計図書等の配布が貸出しとなっている場合において、貸出しを受けなかった者による入札

(入札執行調書への記載)

第13条 契約担当課は、開札日前日に、開札するすべての封筒について入札執行調書を作成するものとする。

(入札の中止)

第14条 入札の公告後、天災等の予測できない事情により郵便が停滞し、入札の競争性、公平性を保つことが困難と認められるときは、入札の執行を中止することができる。

(開札)

第15条 開札は公開とし、入札の公告において指定した日時及び場所において、立会人2人以上を立ち合わせて執行するものとする。

2 立会人には、当該入札参加者のみを認めるものとする。ただし、当該立会人が2人を欠けたときは、当該入札事務に関係のない職員を立会人として立ち合わせるものとする。

(落札候補者の決定等)

第16条 事後審査型入札において、予定価格の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者）のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

2 同額の入札をした者が2者以上いる場合は、くじにより落札候補者の審査順位を決定する。

3 落札候補者が決定した場合は、当該落札候補者に対して速やかに、様式第1号により、落札候補者決定の通知を行うものとする。

4 落札の決定は、入札参加資格の有無が決定するまで保留するものとする。

(入札参加資格の審査に必要な書類の提出)

第17条 管理者は、落札候補者のうち最低の価格をもって入札した者に対し、入札参加資格の有無を確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第2号）及び公告において指定した入札参加資格等確認資料（以下「確認資料等」という。）の提出を求めるものとする。

2 前項の書類は、前条第3項に規定する通知書の通知日から起算して原則として2日（川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例（昭和48年条例第17号）第2条の規定により準用される川越市の休日を定める条例（平成元年条例第39号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、持参により提出しなければならないものとする。

3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料等を提出しないとき又は入札参加資格の審査のための指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

4 前項の規定に該当する場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると認めるときは、入札参加停止要綱に係る警告手続等の措置を講じるものとする。

(入札参加資格の審査)

第18条 管理者は、入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行う。

2 前項の審査は、入札書、入札金額内訳書、確認資料等により行うものとする。

3 第1項の審査は、前条第2項に規定する確認資料等の提出期限の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に行わなければならない。ただし、入札参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

4 第1項の審査は、入札参加資格審査結果調書（様式第3号）により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

(落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定)

第19条 管理者は、前条の審査の結果、入札参加資格要件を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、入札参加資格確認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 管理者は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者のした入札を無効とし、その者に対して入札参加資格不適合通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は失格とする。

（落札候補者のした入札が無効又は落札候補者が失格となった場合の手続）

第20条 管理者は、前条第2項及び第3項の規定により落札候補者のした入札が無効又は落札候補者が失格となった場合（この項の規定によりあらためて決定された落札候補者のした入札が無効又は落札候補者が失格となった場合を含む。）には、その時点で、あらためて落札候補者を決定する。この場合における落札候補者の決定及び入札参加資格の審査並びに落札者の決定又は入札参加資格不適合の決定の手続については、第16条から前条までの規定を適用する。

（入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第21条 入札参加資格不適合通知書を受けた者が、入札参加資格要件を満たさないとされたことに不服があるときは、前条第2項の通知の日の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に、入札参加資格要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

2 入札参加資格要件を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、苦情申出書（様式第6号）を持参することにより行うものとする。

3 管理者は、第1項の説明を求められたときは、苦情申出書を受理した日の翌日から起算して原則として10日（休日を除く。）以内に、回答書（様式第7号）により回答するものとする。

4 第2項の苦情の申し出は、前条1項の事務の執行を妨げないものとする。

（契約保証金）

第22条 契約保証金の納付、減免並びに還付については、契約規則の規定によるものとする。

2 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法第234条の2第2項の規定により還付しないものとする。

（その他）

第23条 この要領に特別の定めがない事項は、契約規則、川越地区消防組合競争入札等参加者心得等の定めによるものとする。

2 確認申請書等に虚偽記載した場合又は明らかに入札参加資格がないにもかかわらず入札に参加した場合は、入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。